

## 2号代議員の候補者選定・選出規程細目

(総 則)

第1条 本規程細目は、2号代議員候補者の選定ならびに2号代議員の選出について必要な細目および補足事項を定める。

(候補者の選定手続き)

第2条 2号代議員の選定手続きは、下記による。

- (1)理事会において選挙実施年度の1月末時点における正員数を推定し、それより支部別の代議員改選数を決定する。
- (2)支部役員、支部評議員は、書面により改選数と同数の2号代議員候補者を申し出る。
- (3)支部に属する正員は、30名以上が一団となって、改選数以内の2号代議員候補者を選定することができる。ただし、支部役員または支部代表評議員である正員はこれに加わることはできない。この方法で選出した役員候補者氏名は、11月10日までに支部長に届け出なければならない。届出には、団体正員全員の署名捺印を要する。
- (4)各支部役員は支部別に改選数と同数以上の代議員候補者を決定する。

(候補者の表示)

第3条 2号代議員候補者の表示においては、氏名は、五十音順に記載する。

第4条 2号代議員の投票に際しては、2号代議員候補以外の者に投票しても妨げないことを付記しなければならない。

(投 票)

第5条 支部に属する正員は改選数と同数の2号代議員を選定し、書面により投票する。

(開 票)

第6条 前条の到達した投票の開票は、下記による。

- (1)支部長が立ち会って総務企画幹事が開票し、その結果を支部役員会、支部総会、理事会に報告し、承認を得なければならない。

(補 充)

第7条 2号代議員に欠員を生じた場合は、役員の補充と同じ扱いとする。

(選 任)

第8条 2号代議員は、理事会の承認後、評議員会の評議を経て、総会で決定する。

(任 期)

第9条 2号代議員の任期は、1期2年で3期を限度とする。

(改廃等)

1. 平成11年4月19日、理事会において承認制定。
2. 平成12年12月13日、理事会において一部改正。
3. 平成21年10月14日、理事会において一部改正。